

災害時外国人支援体制強化支援事業実施要綱

(要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、地域における災害時の外国人支援体制を強化するために各地区の地域国際化協会連絡協議会(以下「ブロック協議会」という。)等が主体となって取り組む同体制強化に向けた取組を支援する「災害時外国人支援体制強化支援事業」(以下「本事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(事業の概要)

第2条 一般財団法人自治体国際化協会(以下「協会」という。)は、災害時の外国人支援体制強化を目指して、ブロック協議会若しくは複数(2以上)の地域国際化協会等が主体となって取り組む以下各号の取組に対して、予算の範囲内において、有識者をアドバイザーとして派遣し、関係経費の助成を行うものとする。

- (1) ブロック協議会を構成する各地域国際化協会の体制強化(関係都道府県・市区町村、民間非営利団体等との連携強化含む)に向けた取組
- (2) ブロック協議会を構成する地域国際化協会間の相互支援体制の強化に向けた取組
- (3) その他ブロック協議会において行われる体制強化に資すると認められる取組
- (4) 都道府県協会と市区町村協会等の体制強化に向けた取組
- (5) 市区町村協会等間の相互支援体制の強化に向けた取組
- (6) その他都道府県協会若しくは市区町村協会等において行われる体制強化に資すると認められる取組

(支援対象団体)

第3条 支援の対象となる団体は、以下各号のとおりとする。

- (1) 各地区のブロック協議会
- (2) 地域国際化協会
- (3) 市区町村国際交流協会(協会が存在しない場合は市区町村)

2 前項に掲げるもののほか、理事長が必要と認めたときは対象とすることができる。

(実施計画)

第4条 アドバイザーは、支援対象団体が行う第2条各号の取組について、地域の実情に即した目標を掲げた実施計画を策定し、これに基づき助言等の支援を行うものとする。

(アドバイザーの派遣回数)

第5条 アドバイザーの派遣は、原則として1支援対象団体につき年2回までとする。

(アドバイザーの選任など)

第6条 地域国際化推進アドバイザーとして協会に登録され、これまで発生した災害の被災地における外国人支援活動の経験を有する者を、協会が本事業のアドバイザーとして選任のうえ委嘱する。

(アドバイザー派遣時期)

第7条 アドバイザーの派遣を行う時期は、当該年度の2月末日までとする。

(経費の負担)

第8条 本事業に要する経費の負担については、以下各号のとおりとする。

- (1) アドバイザーの派遣に要する旅費(宿泊費を除く)及び謝礼金については、1回につき6時間を上限として協会の規定に基づき協会が全額負担することとし、アドバイザーへ直接支払うものとする。
- (2) 本事業の取組に要する経費の一部として、支援対象団体あたり10万円を上限として協会から助成するものとする。ただし、研修会等での飲料水以外の飲食費及び協会で不適切と認める経費については、助成対象外とする。

(募集)

第9条 協会は、本事業の利用を希望する団体を募集し、申請のあったものについて支援を行うものとする。

(申請)

第10条 本事業の利用を申し込もうとする団体(以下「申請者」という。)は、以下各号の書類を協会あてに直接送付するものとする。なお、複数団体の共催で実施する場合は、主たる団体を申請者とする。

(1)アドバイザーの派遣申請に関する書類

本事業アドバイザー派遣申請書(様式第1号)

(2)本事業の取組に要する関係経費の助成申請に関する書類

本事業助成金交付申請書(様式第4号)

本事業実施計画書(様式第5号)

助成金に係る経費内訳書(様式第6号)

(申請書の承認)

第11条 協会は、前条により提出された申請書等の内容を審査し、適当と認められた場合にはその旨を申請者に通知するものとする。

2 申請書の承認を受けた団体(以下、「事業者」という。)は、助成金交付申請に変更・中止・廃止が生じた場合には、本事業助成金交付申請の変更・中止・廃止承認申請書(様式第7号)を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 協会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更等することが適当であると認めるときは、その決定を事業者に通知するものとする。

(実施報告)

第12条 事業の承認を受けた団体(以下、「事業者」という。)のうち、アドバイザーの派遣を申請した事業者及び派遣されたアドバイザーは、助言等の支援が終了した後、速やかに本事業アドバイザー派遣業務結果報告書(様式第2号:申請者用、様式第3号:アドバイザー用)により、協会に提出するものとする。

2 本事業の取組に要する関係経費の助成を申請した事業者は、事業が終了したときは、本事業助成金報告書(様式第8号)及び助成金に係る経費内訳報告書(様式第9号)を協会宛に提出するものとする。

(助成額の確定)

第13条 協会は助成金報告書を受領したときは、報告内容を審査の上、助成金に係る活動に要した経費および助成額の確定を行い、事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第14条 事業者は、助成金の交付を受けようとする場合は、本事業助成金交付請求書(様式第10号)を協会に提出するものとする。

(情報公開)

第15条 協会は、アドバイザーの個人情報などを除いて、必要とする情報を公開することができる。ただし、公開される情報については、各アドバイザーの同意を要するほか、協会の保有する個人情報の保護に関する要綱に基づくものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施にあたって必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月27日から施行する。